

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第27回）審議概要

開催日時	平成28年11月22日 13:25		
場所	下関市役所本庁舎新館506・507会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 岡 孝（高等学校教諭） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー）		
審査対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成28年9月30日		
審査対象総件数	211件	（抽出工事名称）	
及び 抽出 事 案 数	条件付一般 競争入札	137件	・下関市本庁舎本館耐震補強及び 改修整備工事
	指名競争入札	60件	・一の瀬第2配水場～湯町配水場 300・250mm 送水管（第1工区）、250mm配水管布設工事
	随意契約	14件	・下関駅南口交通広場鳥害防除工事
議事事項及び委員か らの意見・質問、それ に対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	審議結果、回答等	別紙のとおり	
指名停止措置の運用 状況報告	5件11者		
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
<p>・ 下関市本庁舎本館耐震補強及び改修整備工事</p>	
<p>設計・施工一括発注方式を採用するときの基準があるのか。</p> <p>この工事では、どういう判断で一括発注方式を採用したのか。</p>	<p>明確な基準というものはないが、工事の難易度等を判断し、個別に検討している。</p> <p>工事の規模が大きいことや居ながら施工であることなどの特殊性に鑑み採用した。</p>
<p>耐震工事は何年を目処に終わらせるとかあるのか。山口県では昨年までに耐震工事が終わっていない施設は使用できないこととなっているが、市ではどうか。</p>	<p>本件工事は補助金や交付金等ではないため、期限の縛りはない。工期については、工事内容等により4～5年としているところである。</p>
<p>・ 一の瀬第2配水場～湯町配水場 300・250mm 送水管（第1工区）、250mm 配水管布設工事</p>	
<p>「優良業者指名競争入札は廃止」とあるが、優良業者優先指名競争入札の対象となる要件の記載がある。この要件は従来のものなのか。</p> <p>実施要領第2条第1項第1号の工事になるということか。</p>	<p>これまでの優良業者の指名は、制度に基づいて行っていたものではなかったため、本年4月から実施要領を定めて制度として運用を開始したものの。</p> <p>そのとおり。</p>
<p>豊浦町内の業者を優先するのではなく旧4町地区の業者を優先するということがあったが、下関市の入札では旧4町と旧市内という区分で行われるのか。</p> <p>また、旧市内の工事であれば旧市内の業者を優先するのか。</p>	<p>旧4町地区の水道・下水道施設の管理は北部事務所で行っている。原則北部事務所管内の案件については、旧4町に事務所のある業者を選んでいるので、この優先指名においてもそのように行った。</p> <p>旧市内の工事であれば旧市内の業者を優先して指名することとなる。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 下関駅南口交通広場鳥害防除工事 	
<p>特になし。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議 	
<p>特に意見なしということで審議を終わる。</p>	